

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.3 箇条 8 8.1	JIS C 6950-1 の第二条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 屋外場所での感電に対する保護 6.3 屋外場所でのコンセントに対する保護 漏電遮断器は、屋外機器又は建造物の設備の一部でなければならない。 箇条 8 屋外エンクロージャの構造要求 8.1 一般要求事項 電流が安全を損なうと考えられる腐食を引き起こす可能性がある場合は、通常の動作中に電流を屋外エンクロージャに流してはならない。	
第二条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.2 箇条 8	JIS C 6950-1 の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 屋外場所での感電に対する保護 6.2 屋外場所での制限電流回路 屋外機器に対して、JIS C 6950-1 の 2.4 (制限電流回路) の要求事項を変更することなく適用する。 (JIS C 6950-1、2.4 制限電流回路：通常動作状態の下、及び機器内の単一の故障において、規定する限度値を超えないように設計しなければならない。) 箇条 8 屋外エンクロージャの構造要求	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

第 二 条 第 2 項 続 ぎ				8.5 8.5.3	8.5 ガスケット 8.5.3 固定手段 ガスケットは、接着剤又は機械的手段で固定しなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 6 6.3	JIS C 6950-1 の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 屋外場所での感電に対する保護 6.3 屋外場所でのコンセントに対する保護 屋外場所にある定格 20A 以下の一般用コンセントに接続する屋外機器の主電源には、定格感度電流が 30mA 以下の漏電遮断器を用いなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.2 4.2.2 箇条 5	JIS C 6950-1 の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 4 屋外機器の要件 4.2 主電源 4.2.2 交流主電源の主電源過渡電圧 建造物の設備の一部であるか、又は過電圧カテゴリ II の数値を超える過渡過電圧にさらされるおそれがある屋外機器において、過電圧カテゴリ III 又は過電圧カテゴリ IV の機器とするため、設置時に屋外機器の内部又は外部に追加の保護を施す場合、設置指示書には追加の保護の必要性を記載しなければならない。 箇条 5 表示及び指示	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

<p>第三条 第 2 項 続き</p>				<p>箇条 6 6.3</p>	<p>屋外機器の設置指示書には、屋外場所の条件から保護するために必要な条件を詳細に記載しなければならない 箇条 6 屋外場所での感電に対する保護 6.3 屋外場所でのコンセントに対する保護 漏電遮断器が建造物の設備の一部である場合は、漏電遮断器を設置する指示書を屋外機器とともに提供しなければならない。</p>	
<p>第四条</p>	<p>供用期間中における安全機能の維持</p>	<p>電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当</p>	<p>箇条 8 8.1 箇条 11 11.1</p>	<p>JIS C 6950-1 の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 8 屋外エンクロージャの構造要求 8.1 一般要求事項 屋外エンクロージャは、意図した使用条件を考慮し、適切な材料を用いることによって、又は露出した表面に施す保護コーティングによって、腐食に対する保護を備えなければならない。 箇条 11 制御弁式蓄電池又はベント形蓄電池を含む屋外機器 11.1 鉛蓄電池、ニッケルカドミウム蓄電池及びニッケル水素蓄電池による爆発の危険性 通常の使用又は過充電中にガスが発生する可能性がある、制御弁式蓄電池又はベント形蓄電池を収容する区画は、適切に換気しなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

<p>第 五 条</p>	<p>使用者及び使用場所を考慮した安全設計</p>	<p>電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。</p>	<p>■該当 □非該当</p>	<p>箇条 4 4.1 4.2 4.2.1 4.2.2 箇条 5 箇条 8 8.2</p>	<p>JIS C 6950-1 の第五条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 4 屋外機器の要件</p> <p>4.1 外気温 屋外機器及び屋外エンクロージャは、製造業者が指定する範囲内のいかなる外気温での使用にも適していなければならない。</p> <p>4.2 主電源 4.2.1 一般要求事項 主電源で動作する屋外機器は、設置場所で予想される最高の主電源過渡電圧に適していなければならない。</p> <p>4.2.2 交流主電源の主電源過渡電圧 建造物の設備の一部であるか、又は過電圧カテゴリ II の数値を超える過渡過電圧にさらされるおそれがある屋外機器は、過電圧カテゴリ III 又は過電圧カテゴリ IV の機器として設計しなければならない。</p> <p>箇条 5 表示及び指示 機器を収容するために現場で直接設置することを意図した屋外エンクロージャを規定に基づいて分類する場合、屋外エンクロージャの製造業者は、IP コードを宣言しなければならない。</p> <p>箇条 8 屋外エンクロージャの構造要求 8.2 紫外線 (UV) 放射に対する耐性</p>	
--------------	---------------------------	---	---------------------	--	---	--

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

<p>第五條 続き</p>				<p>この規格に適合するために、必要な屋外エンクロージャの非金属部分は、紫外線放射による劣化に対して十分耐えなければならない。</p> <p>8.3 耐腐食性</p> <p>8.3.1 一般要求事項</p> <p>保護コーティングの有無にかかわらず、屋外エンクロージャの金属部分は、水性汚染物質の影響に耐えなければならない。</p> <p>8.5 ガasket</p> <p>8.5.1 一般要求事項</p> <p>油の飛散又は浸透にさらされる屋外エンクロージャの場合、次に該当する全ての接合部は、その接合部の全長にわたってガasketを備えなければならない。</p> <p>－外エンクロージャの内部に通じる開口部を塞ぐデバイスと屋外エンクロージャとの接合部</p> <p>－屋外エンクロージャのドア又はカバーの接合部</p> <p>箇条9 過度のじんあい（塵埃）からの保護</p> <p>9.1 湿気からの保護</p> <p>屋外エンクロージャは、その中の機器に湿気の影響を与えないように適切な保護を備えなければならない。</p> <p>9.2 植物及び害虫からの保護</p> <p>屋外機器は、植物及び害虫の侵入に対する考慮が必要な場合、十分な保護を備えていなければならない。</p>	
-------------------	--	--	--	--	--

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

<p>第五 条 続 ぎ</p>				<p>9.3 9.3.1</p>	<p>9.3 過度のじんあい（塵埃）からの保護 9.3.1 一般要求事項 屋外機器は、汚損度 3 の要求事項に従って開発されない限り、IP5X 若しくは IP6X の適切な定格をもつ屋外エンクロージャ、又はこれらに相当する屋外エンクロージャを用いて、じんあいの侵入に対して適切な保護を備えなければならない。</p>	
<p>第六 条</p>	<p>耐熱性等を有する部品及び材料の使用</p>	<p>電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当</p>	<p>箇条 8 8.2 8.3 8.3.1 8.5 8.5.1</p>	<p>JIS C 6950-1 の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 8 屋外エンクロージャの構造要求 8.2 紫外線（UV）放射に対する耐性 この規格に適合するために、必要な屋外エンクロージャの非金属部分は、紫外線放射による劣化に対して十分耐えなければならない。 8.3 耐腐食性 8.3.1 一般要求事項 保護コーティングの有無にかかわらず、屋外エンクロージャの金属部分は、水性汚染物質の影響に耐えなければならない。 8.5 ガスケット 8.5.1 一般要求事項 屋外エンクロージャに備える、エラストマ若しくは熱可塑性材料のガスケット、又はエラストマ材料を用いる合成物</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

<p>第六条 続き</p>				<p>8.5.2 附属書 D</p>	<p>ガスケットであって、水又はじんあいにさらされるものは、耐油性の要求事項に適合しなければならない。</p> <p>8.5.2 耐油性 油又は冷却液にさらされる屋外エンクロージャに備わったガスケットは、耐油性がなければならない。</p> <p>附属書 D ガスケット試験 ガスケット材料は、次の試験に適合しなければならない。</p> <p>－引張強さ及び伸び試験 試験終了後、材料に明らかな劣化、変形、溶融、又は割れがなく、かつ、通常の手による屈曲によって判断できる材料の硬化があってはならない。</p> <p>－圧縮試験（独立気泡構造のガスケットに適用する。） 試験の終了時に、試料は、目視で見える劣化又は亀裂の兆候を示してはならない。</p> <p>－耐油試験 油の中に規定時間浸せき（漬）した結果、ガスケット材料は 25% を超える膨張、又は 1% を超える収縮があってはならない。</p>	
<p>第七条 第 1 号</p>	<p>感電に対する保護</p>	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に</p>	<p>■該当 □非該当</p>	<p>箇条 6 6.1</p>	<p>JIS C 6950-1 の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 6 屋外場所での感電に対する保護 6.1 屋外場所での操作者アクセス可能部分の電圧の限度値</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

		保護すること。		<p>箇条 10</p> <p>10.1</p>	<p>屋外場所において、操作者がアクセス可能な屋外機器の導電部は、規定の SELV 回路の要求事項に適合しなければならない。</p> <p>箇条 10 屋外エンクロージャの機械的強度</p> <p>10.1 一般要求事項</p> <p>屋外エンクロージャ及び屋外機器は、製造業者が意図する周囲温度範囲にわたって、機器内の通電部品へのアクセス及びその他の危険性からの保護を備えなければならない。</p>	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<p>■該当</p> <p>□非該当</p>	<p>箇条 4</p> <p>4.3</p> <p>箇条 8</p> <p>8.1</p>	<p>JIS C 6950-1 の第七条第 2 号に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 4 屋外機器の要件</p> <p>4.3 大地電位の上昇</p> <p>屋外機器においては、故障発生時に保護が働くまでの間、危険電圧にさらされ、屋内機器よりも長い時間アクセス可能になる場合があり、特別な接地条件を必要としなければならない。</p> <p>箇条 8 屋外エンクロージャの構造要求</p> <p>8.1 一般要求事項</p> <p>屋外エンクロージャの導電部が故障電流を流す目的で保護接地に接続されている場合、該当する耐腐食性試験後、その接続部は接地及びボンディングの要求事項に適合しなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.2 4.2.2	JIS C 6950-1 の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 4 屋外機器の要件 4.2 主電源 4.2.2 交流主電源の主電源過渡電圧 過電圧カテゴリ III 又は過電圧カテゴリ IV の機器として設計した屋外機器内の空間距離は、規定する最小空間距離を満足しなければならない。 このような屋外機器に用いる絶縁システムは、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1	JIS C 6950-1 の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 制御弁式蓄電池又はベント形蓄電池を含む屋外機器 11.1 鉛蓄電池、ニッケルカドミウム蓄電池及びニッケル水素蓄電池による爆発の危険性 電池及び電気部品の両方を含む区画では、電池と隣接する、アークが発生する部品の作動が原因で、局所的に濃度が高まった水素及び酸素に着火する危険性を制限しなければならない。
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.5.1	箇条 4 物理的要求事項 4.5.1 接触可能な部分が一定温度を超えないように防止しなければならない。(JIS C 6950-1 の規定による。)

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

		の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。		4.5.4	4.5.4 接触温度限度 操作者アクセスエリアにあるアクセス可能な部分の温度は、規定の値を超えてはならない。（JIS C 6950-1 の規定による。）	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 11.2	JIS C 6950-1 の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 制御弁式蓄電池又はベント形蓄電池を含む屋外機器 11.2 爆発性ガスの濃度上昇を防止する換気 JIS C 62368-1:2018 の M.7（鉛蓄電池及び NiCd 蓄電池からの爆発のリスク）の要求事項を適用する。 (JIS C 62368-1、M.7 鉛蓄電池及び NiCd 蓄電池からの爆発のリスク 機器の内部にある電池から放出されるガスが密閉した機器内の空間に滞留する可能性がある場合、空気流、換気又は電池の構造は、機器内の気体濃度が爆発限界濃度に達しないようになっていなければならない。)	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 10 10.1	JIS C 6950-1 の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 10 屋外エンクロージャの機械的強度 10.1 一般要求事項 屋外エンクロージャ及び屋外機器は、適切な機械的強度を備えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1	JIS C 6950-1 の第十に条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 制御弁式蓄電池又はベント形蓄電池を含む屋外機器 11.1 鉛蓄電池、ニッケルカドミウム蓄電池及びニッケル水素蓄電池による爆発の危険性 通常の使用又は過充電中にガスが発生する可能性がある、制御弁式蓄電池又はベント形蓄電池を収容する区画は、適切に換気しなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.3.13 4.3.13.1 4.3.13.2 4.3.13.4 4.3.13.5.1	箇条 4 物理的要求事項 4.3.13 放射 4.3.13.1 機器は、放射による人体への有害な影響、及び安全性に関係ある材料の損傷のリスクを軽減するように設計しなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。） 4.3.13.2 電離放射線を発生する機器は、操作者アクセスエリアの表面から 50mm 離れた箇所での照射率は、規定値以下でなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。） 4.3.13.4 人体の紫外線（UV）への暴露 機器は、過度の紫外線を放射してはならない。（JIS C 6950-1 の規定による。） 4.3.13.5.1 レーザ又はレーザダイオードは、規定の波長で、クラス 1 の被ばく放射限界に適合しなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

第十三条 続き				4.3.13.5.2 附属書 H	4.3.13.5.2 光学的放射が規定する限度値を超える LED を含む機器は、規定の限度値を超える光学的放射が操作者アクセスエリアに現れる可能性を減らすための手段を備えなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。） 附属書 H 電離放射線（JIS C 6950-1 の規定による。） 電離放射線を放射するおそれがある機器は、操作者アクセスエリアの表面から 50mm 離れた箇所での照射率は、規定値以下でなければならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5 5.3.8	箇条 5 電气的要求事項及び異常状態の模擬 5.3.8 無人使用を意図する機器 無人使用を意図する機器で、サーモスタット、温度制限器及び温度過昇防止器を備える機器、又は接点に並列に接続するコンデンサを、ヒューズ若しくは同様のもの保護していない機器は、適切な保護機能を有し、異常動作及び故障状態でも機器を安全に保護しなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。）	
第十五条 第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 2 2.5 箇条 4	箇条 2 危険からの保護 2.5 有限電源 過電流保護デバイスを用いる場合、その保護デバイスは、ヒューズであるか又は調節不可能で自動復帰しない電気機械式デバイスでなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。） 箇条 4 物理的要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

第十五 条第1項 続き				4.4.1	4.4.1 傷害を与える可能性がある機器の危険な可動部は、人体への傷害のリスクを低減するように配置するか、囲うか、又は保護しなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。）	
第十五 条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 2 2.8.3 2.8.6 箇条 4 4.4 4.4.1	箇条 2 危険からの保護 2.8.3 不慮の危険の再発生 安全インタロックは、カバー、防護物、扉などが閉位置以外の状態で、何かの拍子に危険が再び発生しないように設計しなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。） 2.8.6 解除 サービス従事者が安全インタロックを解除する必要がある場合、作動させるために意図的な作業が必要なものでなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。） 箇条 4 物理的要求事項 4.4 危険な可動部に対する保護 4.4.1 傷害を与える可能性がある機器の危険な可動部は、不意の復帰によって危険が発生するおそれがある場合は、自動復帰形温度過昇防止器、過電流保護デバイス、自動タイマ起動装置などを組み込んではならない。（JIS C 6950-1 の規定による。）	
第十五 条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 5 5.3.1	箇条 5 電气的要求事項及び異常状態の模擬 5.3.1 過負荷及び異常動作に対する保護 異常動作又は単一故障の後で、機器は操作者に対する安全	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

第十五 条第3項 続き				5.3.2	性を維持しなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。） 5.3.2 モータ 過負荷、回転子拘束などの異常状態の下で、危険が生じてはならない。（JIS C 6950-1 の規定による。）	
第十六 条	保護協調及び組 合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系 統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異 常な電流に対する安全装置が確実に作動す るよう安全装置の作動特性を設定するとと もに、安全装置が作動するまでの間、回路が 異常な電流に耐えることができるものとし る。	■該当 □非該当	箇条 7	JIS C 6950-1 の第十六条に該当する規定によるほか、次に よる。 箇条 7 外部導体接続用の配線端子 電源供給を受けることを意図した屋外機器の主電源端子 は、外部導体接続用の配線端子に対し規定した寸法の導体 が接続できなければならない。	
第十七 条	電磁的妨害に対 する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害 により、安全機能に障害が生じることを防止 する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 2 2.10.3 箇条 5 5.3.1	箇条 2 危険からの保護 2.10.3 空間距離 空間距離は、機器に流入する過渡電圧を含む過電圧、及び 機器内で発生するピーク電圧に対応した寸法にしなけれ ばならない。（JIS C 6950-1 の規定による。） 箇条 5 電氣的要求事項及び異常状態の模擬 5.3.1 過負荷及び異常動作に対する保護 機器は、機械的若しくは電氣的な過負荷、故障、異常動作 又は不注意な使用によって、火災又は感電のリスクが生じ ないように設計しなければならない。（JIS C 6950-1 の規 定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55032 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 1 1.7.1.1 1.7.6 1.7.7.2 1.7.8.1 1.7.9	箇条 1 総則 1.7.1.1 電源定格表示 操作者が設置することを意図した機器の場合、規定する電源定格表示は、操作者アクセスエリアで容易に見えなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。） 1.7.6 ヒューズの識別 ヒューズ若しくはヒューズホルダの近傍又はヒューズホルダ表面にヒューズの定格電流を示す表示がなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。） 1.7.7.2 交流主電源導体用端子 ねじ部などの、導体を接続する場合に取り外すおそれがある部分には、相識別等の表示を行ってはならない。（JIS C 6950-1 の規定による。） 1.7.8.1 識別、配置及び表示 スイッチなどのコントロールに用いる表示及び指示は、スイッチ若しくはコントロールそのもの、又はその隣接位置になければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。） 1.7.9 複数電源の分離 サービス従事者が危険な部分にアクセスするときの入口近傍によく目立つように、どの電源遮断装置が機器全体を	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

第十九条 条続き				<p>完全に分離し、また、どの電源遮断装置が機器の各部を分離できるのかを示す表示を行わなければならない。(JIS C 6950-1 の規定による。)</p> <p>1.7.11 耐久性 この規格で要求する表示は、耐久性があり、かつ、容易に判読できなければならない。(JIS C 6950-1 の規定による。)</p> <p>1.7.12 取り外すことができる部分 この規格で要求する表示は、取り替えることによって表示が誤解される可能性が生じる場合は、取外し可能な部品の表面に行ってはならない。(JIS C 6950-1 の規定による。)</p> <p>1.7.13 交換可能な電池 交換することができる電池を用いる機器で、かつ、間違えた種類の電池に交換すると爆発が生じる可能性がある場合は、適切な場所に注意表示を表示しなければならない。 (JIS C 6950-1 の規定による。)</p> <p>箇条 3 配線、接続及び電源の供給</p> <p>3.4.10 相互接続形機器 個々に電源接続できる相互接続するユニットには、そのユニットから全ての電力を取り除くために必要な事項を適切に指示した、容易に人目に付くラベルをユニットごとに備えなければならない。(JIS C 6950-1 の規定による。)</p> <p>3.4.11 複数の電源 複数の電源から電力を受けるユニットの遮断デバイスに</p>
-------------	--	--	--	---

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

<p>第十九条 条続き</p>				<p>箇条 4 4.3.13.4 4.4.2 箇条 5 5.1.8.2</p>	<p>は、そのユニットから全ての電源を取り除くために必要な事項を適切に指示した、容易に人目に付く表示をしなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。）</p> <p>箇条 4 物理的要求事項 4.3.13.4 人体の紫外線（UV）への暴露 使用者及びサービス従事者がアクセスする全ての扉又はカバーに、サービス中に容易に見える場所に規定の警告表示がなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。）</p> <p>4.4.2 操作者アクセスエリアにおける保護 可動部分を停止するための警告手段は、目に付く場所に置き、容易に見ることができ、かつ、傷害によるリスクが最も大きい箇所からアクセス可能な位置に設置しなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。）</p> <p>箇条 5 電気的要求事項及び異常状態の模擬 5.1.8.2 ネットワーク線からのタッチカレントの総量 他のネットワーク線機器と接続するために複数のネットワーク線接続ポートをもつ供試機器には、使用する適切な保護導体の情報を記載したラベルを、恒久接地接続部の近傍に貼らなければならない。（JIS C 6950-1 の規定による。）</p>	
<p>第二十条 第 1 号</p>	<p>表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）</p>	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

		<p>気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-22：2019

規格名：情報技術機器－安全性－第 22 部：屋外に設置する機器

第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-